

預金保険法102条と金融再生プログラム

5月17日、初めて金融危機対応会議が開かれ、りそな銀行に対し、公的資金を投入することが決定された。これは預金保険法102条に基づく措置である(102条が適用されたのは今回が初めて)。

● 預金保険法102条

預金保険法102条は「金融危機に対応するための措置の必要性の認定」について定めた条文である。

具体的には、その金融機関の経営危機により、我が国または当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持にきわめて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるとき、すなわち当該金融機関の経営危機により危機的な事態(＝システムリスク)が予想される場合には、内閣総理大臣は金融危機対応会議の議を経て、金融危機対応措置の必要性の認定を行うことができる、ということが定められている。

対応措置の内容は、①金融機関に対する直接の資本増強、②ペイオフコストを上回る資金援助(預金等は全額保護し、金融機関は清算する)、③特別危機管理(預金保険機構が全株式を取得して一時国有化し、預金等は全額保護する)の3つがある。

①は経営が破綻する前の措置(＝未然に破綻を防ぐ)、②と③は経営が破綻した後の措置で、りそな銀行に発動されたのは、このうちの①の措置(第1号措置)である。いずれにしても、これらの措置が発動されると預金等は全額保護されることになる。

金融危機対応会議は内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、金融担当大臣、金融庁長官、財務大臣、日本銀行総裁をもって組織される。

要するに、内閣総理大臣(＝小泉首相)がその金融機関を潰さない、あるいは潰れても預金等は全額保護すると政治決断を下せば、預金保険法102条という、それを可能とする法律があるということである。

● 金融危機とは

預金保険法102条では、金融危機について具体的には述べていないが、金融庁の国会答弁では「預金の大幅な流出」「株の暴落」「大規模な貸し渋り」「連鎖倒産の可能性」等が金融危機に当たるとしている。

今回のりそな銀行がどのケースに当たるのかについての明確な説明はまだない。しかし政府が今回の措置を発動せず、りそな銀行が2003年3月期決算(＝自己資本比率が国内行の健全基準である4%を大幅に下回る2%程度まで低下)を発表していたらどうなっていたか。

銀行の自己資本の脆弱性に対する不信感に端を発する銀行株の大幅下落に伴う株式相場の一段の下落、ペイオフが本当に発動されるかもしれないという懸念からの預金の取り付け騒ぎ、預金減に伴う資金不足からの強烈な貸し渋り・貸し剥がし、これらに伴う企業や銀行の連鎖的な破綻…、まさに金融危機が発生していたかもしれない。

したがって今回の措置についてはいろいろな批判もあるが(＝なぜ銀

行だけは税金で救うのか!)現時点ではやはりやむを得なかったのではないかと思われる。

● 金融再生プログラム

政府が昨年10月30日に公表した「金融再生プログラム」では主要行の不良債権問題の解決に政府が積極的に関与するとしている。

具体的には「個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す『特別支援』の枠組みを即時適用し、万が一にもシステムリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す」とし、「必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する」「万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応をとるとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する」等としている。

また竹中大臣が繰り返し言っているのは「金融から経済の底割れは絶対に起こさせない」ということである。実際、今回のりそな銀行に対する措置は以上のプログラムに沿ったものだったと理解できる。

以上を整理すると、当面は、少なくとも大手行あるいは地方銀行でも上位行について、預金の一部カットというペイオフが実際に発動されることはまずないと理解しておいて良いのではないかと思われる。

(クルー 目黒政明)